

公募型プロポーザルに係る質問に対する回答書

(業務名：みどり市女性在宅就業支援業務委託)

No.	質問に該当する資料の名称・項目	質問の内容	回答
1	仕様書 4 事業内容 (1) 基本事項	対面講座の際、託児・見守り体制の確保は受託業務に含まれるか。また、市施設において、託児用の別室提供や保育サービスの紹介・費用負担などの支援スキームがあるか。もしくは、全てを受託者が委託料上限内で賄うのか。	対面講座の際の託児・見守り体制の確保は、受託業務の必須要件ではありません。対面講座の際に、託児・見守り体制を確保する場合は、それに係る諸経費は委託料内に含まれます。また、市施設において託児用の別室提供(無料)は可能ですが、保育サービスの紹介・費用負担等の支援スキームはありません。
2	仕様書 4 事業内容 (1) 基本事項	突発的な事情により、対面会場やリアルタイムでのオンライン参加が困難となった場合、『録画アーカイブの視聴と課題提出』をもって、当該講座への「出席(受講)」に代える運用を提案に含めることは可能か。	可能となります。
3	仕様書 4 事業内容 (3) 人材育成プログラムの企画・運営	受講者が自宅等で学習や実務演習を行うにあたり、必要となるパソコン端末、通信環境(Wi-Fi等)、及び有償ソフトウェア(Adobe関連等)は、原則として「受講者の自己手配(自己負担)」を前提として事業を企画してよいか。それとも、受託者が貸与等の環境を用意し、その費用を委託料に含めて積算することを想定しているか。	原則として「受講者の自己手配(自己負担)」を前提としています。また、委託料内に受講者への貸与等の費用を含めて積算することは想定していませんが、委託料上限内であれば妨げるものではありません。
4	仕様書 4 事業内容 (4) 就労支援及びマッチング	就労KPIの定義について確認します。テレワークを活用した多様な働き方を推進する観点から、長期的な専属契約に至る前のステップとして、「クラウドソーシングや受託者のプラットフォームへ登録し、最初の実務案件(テスト案件や初期の業務委託案件)を受注し、報酬を得た状態」をもって、本事業における「就労(業務委託等)」としてカウントして差し支えないか。	差し支えありません。
	(以下余白)		